

## 議会運営委員会記録

招集（開催）年月日	平成28年9月6日（火）	
招集（開催）場所	岩美町役場 第1委員会室	
出席委員	芝岡委員長、川口副委員長、澤委員、寺垣委員 柳副議長、船木議長	
欠席委員	なし	
職務出席者	榎本町長、西垣副町長、長戸総務課長、杉本企画財政課長、 鈴木議会事務局長	
開 会	10時00分	
記 録 者	議会事務局書記 前田あずさ	
審 査 事 項	別紙日程表のとおり	
協 議 の 経 過		
日 程	発 言 者	内 容
開会	芝岡委員長	*起立、礼 始める。 全員のご出席お礼申し上げます。 9月議会に向けての議運だ。決算審査もあり、長めの議会となる。慎重審査よろしくお願ひしたい。 町長からごあいさつ願ひたい。
あいさつ	榎本町長	ご多忙の中、議運を開催いただきお礼申し上げます。 9月議会は決算も審査していただく。 委員会、全員協議会での指摘の中身も踏まえてがんばりたい。よろしくお願ひしたい。
	芝岡委員長	議長からごあいさつ願ひたい。
	船木議長	9月議会、しっかり対応したい。 一般質問は前回、今回と少ない状況だ。このままではどうかという気もする。協力していただき、何とかしたい。内容について、検討してもらいたい部分もある。
審査事項 1)①②	芝岡委員長	審査に入る。 審査事項 1)9月定例会の会期日程等の議会運営に関する事項①諸般の報告、②会議録署名議員の指名について、局長より説明願ひたい。
	鈴木局長	*日程表により説明 平成27年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率については、決算審査特別委員会の中で説明と質疑をお願ひしたい。
	芝岡委員長	意見等伺う。
	皆	なし。
③	芝岡委員長	③一般質問について、説明願ひたい。
	鈴木局長	昨日5時までには4名の通告があった。 *資料 P2～説明 ①杉村 宏議員 4件9項目 ②日出嶋香代子議員 2件4項目

		<p>③芝岡みどり議員 2件6項目</p> <p>④田中克美議員 2件7項目</p> <p>ご覧いただき、ご審議願いたい。</p>
	芝岡委員長	<p>一人ずつしていきましょうか。</p> <p>少し時間をとるので、内容の確認をお願いしたい。</p> <p>(※各々で確認)</p>
	柳副議長	<p>ひとつずつでよいが、杉村議員の分について、趣旨が「言論の自由について」だが、休憩時間という捉えをどうすればよいのかということと、1の1、2は、町長に何うのが適切かということがある。</p> <p>審議続行中ならよいが、質問自体が適切か、不適切かということがある。</p> <p>「発言はやめろ」は、町長が言ったことなのか。</p> <p>「趣旨は何か」と言われてもどうか。</p> <p>資料の提供だが、議会の役割は何か。事前審議、審査をやったと言わんばかりのものだ。私たちがやっているのは、事前審査ではないと思っている。</p> <p>本人を呼んで聞かないと、こんなことをやっている議会が笑われる。</p> <p>1の3の「責任転嫁」というのは、執行部に言っているのか。</p> <p>本人の気持ちを伺わないと進まないと思う。恨みつらみを言ってもいけないと思う。</p>
	芝岡委員長	本人が持って来られた時はどうだったか。
	鈴木局長	<p>見せていただいて一般質問として扱うかどうか迷い、一般質問にあたらなないと思ひ、議場でやる意味があるのかと話をした。</p> <p>休憩中であっても外であっても質問にあたらなないということではないが、見た方は議員個人と町長とのやりとりになっているとしか思わなない、よいですかと聞いたが、「取り下げるつもりはない」とのことだ、議長にも相談した。</p>
	船木議長	<p>一般質問にふさわしくないと思うが、「ひかない」ということなので、みなさんの判断に従いたい。</p> <p>適当かどうかを判断してもらって、本人に受け付けるか、受け付けなないか言いたい。</p>
	柳副議長	<p>休憩中の捉えはどうかということだ。幼稚だと思ひ。</p> <p>自分の不満を公の電波を使って知らせたいということだが、議会の体質も疑われる。</p>
	榎本町長	私自身もうるおぼえだが、私自身が言った。
	柳副議長	それなら、休憩中なのだから反論すればよいと思ひ。
	榎本町長	<p>他にも誰か言ったのかなと思ひていた。</p> <p>言ってもらえばよい。</p> <p>私もそう思っている。</p> <p>出資の種類が2種類あって、彼は出資者で、出資者が紙切</p>

		<p>れになるというような理解は、自分自身がしていないはずだ。 ちゃんと元本は保証すると言っているし、議決権がないことも言っている。</p>
	柳副議長	<p>議会の追跡的な一般質問でも質疑でもそうだが、会議中の質問の答弁について「何だいや、これは」ということがあっても、休憩中のことがこの中で採用されるのかということだ。 休憩中に発言について、どう捉えるのかということだ。 こんなことを言っていたら、普通の話もできない。 町長が言われるのもごもつともだ。そういうことがないことはあなたもわかっているのではないかということかもしれないが、事が休憩中で討論ができるのかということだ。</p>
	榎本町長	<p>「複数者から」と書いてあるが、その辺はどうか。</p>
	鈴木局長	<p>同様の趣旨の声を複数者から受けたということだ。彼の口からは平井病院事業管理者の名前が出た。 「町民に不安を与えるような発言はやめろ」というのを誰が言ったかは、杉村議員に確認していない。 この日は昼に岩美高校の野球部が来られる時で、控え室に集まるようお願いしていたが、なかなか来られないこともあり、私も議場に戻ったりして、田中克美議員もその時議場におられた。他は私もはっきり覚えていない。</p>
	柳副議長	<p>議事録の原本にも、休憩中のことは載らないでしょう。 休憩中の発言が、そもそも質問に値するのかということだ。 自分の様が悪かったことのあてつけだ。</p>
	船木議長	<p>皆さんの意見も聞きたい。</p>
	澤委員	<p>発言が特定されていない。傍聴者か、執行部か。 質問には町長と書いてある。上段の方は曖昧だ。 その時に、傍聴者が6名いたという背景を言っているものだ。</p>
	鈴木局長	<p>彼の支持者なり町民がいて、そのやりとりを聞いていて、「杉村議員は何も反論しないのか」と取られては困るということで確認した。</p>
	船木議長	<p>「複数者」というのは、執行部と議員と想像できる。 発言は議員も含まれていると想像する。</p>
	柳副議長	<p>休憩中の話を、言論の自由の封鎖ということで質問できるのかということだ。再開してからでも言えばよいと思う。 これを認めると、次も次もとなる。腹いせもよいところだ。 「紙くずになる」ということに対する答弁は言っているはずだ。「紙くずにはならない」という答弁はしている。</p>
	鈴木局長	<p>議事録にそれは載っている。</p>
	船木議長	<p>言論の自由が前提で話を進めると、それは休憩中であろうと、束縛することや人権侵害があったとするなら、本会議中、休憩中に関係なく、たださないといけない。 この休憩中にあったことが、言論の自由の束縛や人権侵害に値するのかということだ。</p>

		「これは違う」ということなら、取り上げる必要はないと思う。
	柳副議長	<p>杉村議員が言っているのは、発言を制限するのは、発言に対してやめなさいというのは、プライバシー関係、誹謗中傷関係だ。それ以外は抑えてはならないのではないかとということですね。杉村議員は。</p> <p>私が言ったのは、それに値しないのに、結局発言はやめろと言われたので、これは言論の自由を封じ込めるという意味でしょう。</p>
	船木議長	「発言をやめろ」と言われたことが、言論の自由を制限されるという考えなのか。それならば受けなければならない。
	柳副議長	<p>議員の発言としては、発言の自由は認められているが、人権侵害にあたること等については発言してはならないということがあがるが、それ以外なのに発言するなというのは、何事かということか。</p> <p>しかし、「発言をやめろ」と言ったのか、そういったことは町民向きではないという抑え的な話なのか、発言がはっきりしていない。</p> <p>「一般質問をやめてしまえ」ということは、町長も言うわけない。発言を確定させる議事録も何もない。</p>
	澤委員	こういう発言をしたという確証がない。
	船木議長	<p>「発言をやめろ」の前につくことが、「町民をまどわすような発言をやめなさい」ということでしょう。</p> <p>ただ、あなたの言論の自由を束縛するという発言をやめろということではなく、発言をやめろというのはただ単に「お前は言う権利はない」ということではないと私は思っている。</p> <p>「町民をまどわすような発言はやめろ」というのは、町民のために執行部が言うことはあると思う。そういう風に言っているのに、それを自分の政治生命に結び付けて言っている。</p> <p>だから私から言うと、言論の自由を束縛するような内容ではないと思っている。</p>
	柳副議長	<p>そうではなくて、杉村議員が言っているのは、言論の自由に抵触しないのに誹謗中傷されたことが、要は議員としての発言には責任があるし、表現・発言の自由はあるけど、誹謗中傷だとか、そういった発言はしてはならないということだということだという話ですね。裏を返して読んだら。</p> <p>杉村議員は、議会の発言についてもよく勉強されていると思うので何を言ってもよいと思うが、ただし、委員会においても本会議においても、人の誹謗中傷やらの発言に及んでの発言はいけませんよという、ただそれには値しないことについて、ある複数者からそんな発言はやめろと言われたことについて、言論の自由を奪われたということですね。</p>
	船木議長	<p>私にはあなたの言うことが理解できない。</p> <p>ここで彼が言っていたことは、「発言をやめろ」ということ</p>

		<p>が言論の自由を制限しているという意味で書いていると思っている。</p> <p>それは「発言をやめろ」だけだったらそうなるが、その前に「町民をまどわすような、そういう意味の発言はやめなさい」というような意味だと思っている。</p> <p>それからいくと、この「発言をやめろ」だけだったら言論の自由を束縛する話だけど、前段にくる「町民をまどわすような発言はやめてください」と、執行部は当然言わなければならない。</p> <p>ということは、言論の自由に関係ないのではないかと私は思う。</p>
	鈴木局長	<p>質問の趣旨は、今議長が言われたように受け取っている。</p> <p>自分は他人を誹謗中傷したことはないのに、「発言はやめろ」と言われたと。これは言論の自由に抵触するという風に思ったということだと思う。</p> <p>実際言われたことが、ここで言うと、町長の言われたことが言論の自由に抵触するかどうかはまた別の判断があると思うが、本人はそのように受け取ったということだと思う。</p>
	柳副議長	<p>私が言っているのは、議会の発言の制限があるが、本人は自分の質問の中身は不穏当な発言ではなく、きちんとした発言だということだ。</p> <p>「発言をやめろ」という話なのか、「町民をまどわすような発言はすべきではないのではないですか」と言っていると思う。「やめろ」というようなことは言わないと思う。</p> <p>「町民をまどわすような発言はすべきではないのではないか」になると、全然違ってくる。</p> <p>だったら休憩に入るまでに、「これは行政の情報の出し方が悪い」という形で質問すればよい。</p> <p>休憩中の言葉がどうだったのかによっても変わってくる。</p>
	榎本町長	<p>休憩中というのは、彼の質問が終わってからということか。</p>
	鈴木局長	<p>この項目はちょうど午前中で終わって休憩に入った。午後からはまた別の項目だ。</p>
	榎本町長	<p>それなら副議長が言われるように、昼からでもこれはただしておきたいと言えよと思う。</p>
	柳副議長	<p>これ（休憩中の発言）を認めたら、一般質問の場は何でもありになる。</p> <p>関連した中で休憩中の発言を持ち出してやっていたら、これから際限なくおかしな一般質問が出てくる。</p> <p>これは自分の発言中に確定させればよいことだ。「しっかり情報提供せよ」と締めくりですれば済むことだ。しかし、彼の発言はわかってやっているものだ。間違いなく町民に不安をあおっている。そこを町長が休憩中に言ったということだ。</p> <p>本人を呼んでいただきたい。</p>

	芝岡委員長	連絡がつくか。
	船木議長	皆さんの意見も聞こう。
	芝岡委員長	寺垣委員、どうか。
	寺垣委員	傍聴者が6名だったとあるが、一人もいなかったらどうだったのかということも本人に聞いてみたい。 それと、「発言はやめろ」ということを、あっちとこっちで区切って考えるのは違うと思う。 一般質問に値しないと思う。 例えば、議員控室で「タバコをやめろ」と誰かに言われた時に、「タバコ」と「やめろ」を区切って考えているものだ。「やめんで」とその時に言えばよい話だ。何かちょっと違うと思う。
	澤委員	休憩中で議事録に残っていない。それを一般質問に出すのはどうかと思う。 休憩中のことを一般質問に出すことがおかしいと思う。 捉え方によって、言い方によって、受け取り方によって違うと思う。
		※個々でやりとりし、聞き取れず
	川口副委員長	この中身を見ると、一般質問にそぐわないと思う。 前段もある中で、「発言はやめろ」だけを取り上げるのはどうかと思う。 これを認めれば、何でもかんでも一般質問できることになる。
	船木議長	この際なので、彼に一度きちんとただすことも必要と思う部分もある。
	澤委員	ただして終わるならよいが、また同じことを同じようにされては困る。
	船木議長	どうしたものか。皆さんにご意見を伺いたい。
	芝岡委員長	本人を呼んで、できれば取り下げてくださいたいということでしょう。
	船木議長	本人は、取り下げる気はないということだ。 こちらとしては、一般質問として認めないということしかない。
	鈴木局長	取り下げる気はないと言われた。
	柳副議長	自分がようまとめてないから、このようなことになる。自分の責任だ。 為政者は陰で文句を言われても耐えるものだ。当たり前の話だ。 会議中に言われた時は「なにい」ということになるが、休憩中に誹謗中傷されたからと言って耐えるものだ。 言うというのだから、言わせればよいと思う。
	澤委員	町長は答えられると思うが、こういうことが続くと困る。 一般質問には、正しい情報を出さないといけない。 休憩中のことや確証のないことを取り上げるのはよろしく

		ない。
	柳副議長	私もそう思うが、町長は答弁時間にしっかり答弁されて、町民も理解されたと思う。その後に人間の付き合いとして、「杉村さん、あなたは紙くずにならないことをよく知っているでしょう」と。あえて紙くずになるということを言うと町民は迷うし、そういう発言はやめてほしいと思うということだけ言ってもらえればよい。
	澤委員	言ってもらうのはよいが、ずっとこういうことが続くと思う。
	柳副議長	では、何も話をしないのか。 答弁中に「そんな質問はしたらいけん」と言われたら別だが、一旦決着して「わかりました」と言って終わっているものだ。その後でやったということは（不服があるということは）、自分の質問に失態があったと認めているようなものだ。 町長にやってもらえればよいと思う。
	芝岡委員長	来ていただきますか。
	澤委員	悪い先例を出すことになるので、私は取り下げた方がよいと思う。またこのようなことがあっては困る。
	船木議長	1の3、「町民に不安を与える」部分についてだが、「質問者は町が提出した資料に基づき一般的な知識により質問したもので、独自の解釈は加えていない」と言っているが、彼の質問は独自の解釈だ。 「町の見込みによる今年度末の1株当たりの純資産額はいくらか。」ということを知りたくて町民に不安を与える。 1年や2年で道の駅が軌道に乗って黒字になると思っている町民はわずかだと思う。
	榎本町長	「仰せのとおりです。」と言わないと気に食わないのだと思う。 1は、場外版をもう一回やろうというのだから、やればよいと思う。 2は、議会不要論だと思う。
	柳副議長	2は、住民総会でやろうという話だと思う。 傍聴者に配ることはできるが、事前に配られて内容を呑みこんでも、傍聴者は一切委員会等で発言できない。 彼は、発言ができるがごとく準備してこいということだ。委員会や全協等は議員が発言できる会だ。 議会不要論だ。 「言いたければ、議会に出てきなさい」ということだ。そういうことも含めて、本人に聞きたい。 参考人は別だが、傍聴者は一切発言できない。当たり前のルールだ。 傍聴の際は資料提供している。どこが情報格差なのか。
	長戸総務課長	2の関連でよろしいか。
	芝岡委員長	よい。

	長戸総務課長	これまで所管委員会や全協でもご理解いただき、「瑞風」等も情報としては100パーセント提供させていただく中で、傍聴の方には「これについては公表は・・・」という扱いをさせていただいた経過があるので、そういった部分で例えば2が了となれば、資料の作り方も変わってくる。ぼやっとした資料しか手元に届かずに、委員会当日に追加資料や口頭でやっていく形になる。
	榎本町長	決して、そういう例外的な話ではない。
	長戸総務課長	そういうことも現実に出てくる。そういう事情も酌んできたい。
	榎本町長	滞納者リスト等についてもある。回収させてもらう資料もある。そういう部分でなくて、一般的な資料を出せということだ。私はそんな必要はないと思う。 「議員の皆さんの責任や役割を考えていただきたい。」と言わなければならないと思っている。 「議員の皆さんがそう言われたら出しますよ。」と言えばよい話だ。
	鈴木局長	今、議会改革で住民との関係も言われている。 基本的には本会議はもちろんだが、委員会や全協も公開となっており、そこに出される資料も基本的には公開となっている。他団体の議会では、ホームページに載せているところもある。 町民と議会とが協働して町政に参画していくということが、いろいろなところで言われていると感じている。
	柳副議長	局長の言うことは正論だ。 岩美町の体制は、逆バージョンをとっている。本来は本会議を開会して、全協をして、所管の委員会に付託するということが、かなりの会期になる。資料も一度印刷したら変更できない。 岩美町は効率的な一番いいやり方をしていると思っている。所管委員会で意見を聞き、全協で確認を取り、本会議ということだ。 これを言われるようにするのだったら、岩美町も会期を今の三倍にして、本会議開会と同時に資料も配ってもらって読んで全部やればよいと思う。 岩美町の今のやり方は、町の歴史で知恵だと思う。積み上げを本会議で決するものだ。 何の不服があるのかということだ。頭の中を聞いてみたいので、呼んでほしいということだ。
	船木議長	委員長、呼ぼうか。
	芝岡委員長	はい。
		※局長、杉村議員に連絡のため退席
	船木議長	2について、一般質問として取り上げることはよいか。考えが正しいかということではなく、一般質問として取り

		<p>上げることは異論がないか。</p>
	柳副議長	<p>議会の歴史から言ったら、先輩が聞いたら「ばか者」と言われる。</p> <p>住民に対しての情報公開はしている。ただ、議員と同様というのをおかしいと思う。大先輩の意見も聞かなければならないと思う。</p>
	船木議長	<p>言っていることが良いか悪いかではなく、一般質問としてこのような質問ができるかできないかだ。</p>
	柳副議長	<p>できると思うが、した場合に、町長は気を使われると思う。議会の考えを無視して執行部サイドで「出します。」と言った時に、猛烈な批判がくる。</p> <p>2を許可するかどうかは、執行部だけの判断ではできないでしょうという話だ。</p> <p>そもそもの話になると思う。議会の存在意義は何かということだ。住民総会で町政を進めればよいということになる。</p>
休憩 再開	芝岡委員長	<p>休憩する。</p> <p>11時02分 休憩</p> <p>再開する。</p> <p>11時18分 再開</p> <p>日出嶋議員の質問はどうか。</p>
	柳副議長	<p>1の②については、どこの所管かと思う。</p> <p>こんなことをしては進まない。</p>
	榎本町長	<p>「自分はこう思う」ということを言わないといけないと思うが、局長どうか。「私はどちらでもよいけど」ということでは、私は答弁できない。</p>
	船木議長	<p>質問になっていない。</p>
	鈴木局長	<p>これについては、本人には委員会や全協で説明があったところで、今頃これを言われるのですかという話はした。</p>
	榎本町長	<p>それもそうだけど、あくまでも自分は旧病院がよいと言うなら、いろいろと理屈を述べなければならない。</p> <p>こっち（執行部）は、検討したけど土地が狭いということを書いてある。</p>
		<p>※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。</p>
	榎本町長	<p>屋外も受動喫煙になるのか。</p>
	鈴木局長	<p>どの程度が受動喫煙になるのかはお尋ねした。</p>
	船木議長	<p>局長がもっと指導しなければならない。</p> <p>「議長がこう言っているから、こういう風にした方がよい」と言えばよい。</p>
	柳副議長	<p>事務局はどういう理解か。</p> <p>民間でも喫煙できる施設等がある。</p> <p>屋外に灰皿を置いても、これは受動喫煙が心配されるということで制止できるのか。</p>
		<p>※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。</p>
	柳副議長	<p>中央公民館の②については、今この時点でこんなことが出</p>

		てくることは、所管の委員会はよいのか。「私は所管委員会で認めなかった」ということが前段にあるならよいが。
	芝岡委員長	委員会で発言があったのか。
	柳副議長	所管委員会ですとなったものが全協にあがってくると思っている。 ②は考えてもらわないと、町民が迷う。
		※杉村議員、入室 町長以下、執行部は退室。
	芝岡委員長	お呼びたてしたのは、議運の審査の中で、「言論の自由について」の質問で、各委員からいろいろ意見が出たところだ。どういふ思いで質問されたのか。
	杉村議員	委員長、休憩中ではないですね。始まっているのですね。
	芝岡委員長	始まっている。
	杉村委員	お答えする前に、本会は秘密会ではないということによろしいですね。
	芝岡委員長	はい。
	杉村議員	発言は公開となってもかまわないということですね。後ほどこのデータをいただいてよいか。
	芝岡委員長	議事録か。
	杉村議員	議事録というか、発言内容のわかるデータをいただきたいということだ。そのままを聞かせていただきたい。
	柳副議長	持ち出しはいけない。
	杉村議員	では、ここからでも。よろしいですね。
	鈴木局長	要約筆記を閲覧していただくのみだ。
	柳副議長	閲覧場所は事務局だ。
	杉村議員	データを聞かせていただくのは問題ないと思うが。事務局内で聞かせていただくこともいけないか。
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	柳副議長	そこにはそのルールがある。ルールがあるのに、何でいちゃもん付けられるのかわからないが。 「ルールがありますよ」と言われた後に、「何でいけないのですか」ということを聞きたい。なぜか。意味がわからない。
	杉村議員	今までなかったからと言って、聞かせない理由が私にはわからない。
	柳副議長	ルールがその時その時で変わるなら、ルールとは言わない。やるなら議会運営委員長に言って、ルールの変更を求めてください。
	杉村議員	それは、今聞いたので。
	柳副議長	自分が否定された部分は認めないといけない。 いみじくも局長が「ルールはこうです」と言った後に、あなたは、「何でルールがあって、ルールがいけない理由を教えて」と言われるが、決まっているルールがある以上、それがルールだ。当たり前のことだ。

		もしそれが不服なら、そのデータごと公開していいように、委員長に審議を求めればよい。
	杉村議員	では、この場で皆さんにルールを変更するように審議いただけませんか。
	柳副議長	「ルールを変更するように」という言われ方をしたが、このルールに対して、議運としてはまず吟味すべきと思う。「変えるように」という審議はないと思う。 「変えるように」という言い方が私には理解できない。もう一度再考願いたい。
	芝岡委員長	ルールは「変えていただきたい」と言って、その場で変えられるものではない。 杉村議員はすべて思いのままに行こうとしておられるが、いろいろな意見があるので、自分の意見を通す前に皆の意見を聞いて変えていくということになる。すべてそういうことになると思う。
	杉村議員	議運の委員の定数は4ということで、他の3名の意見を聞かれてからがよいかと思う。
	澤委員	委員長に同感だ。
	寺垣委員	私も、今変える必要性を感じない。
	川口副委員長	私も、今ここで変える必要はないと思う。
	船木議長	杉村さんの要望を受けて今皆さんが意見を言ったが、そういうことを言う権利があなたにはない。あなたは委員会のメンバーではない。そういう認識をまず持ってもらわなければならない。そういう審議をする場なら、議運の委員長に「こういう意見があるけど審議してもらえないか」と、議長に「こう思っているけど、議運を開いてもらって検討してもらえないか」と言うのがルールでしょう。 今呼ばれて、今あなたがそういう議題を出して提案するのは、ルール違反だ。まずそこからだ。
	芝岡委員長	一般質問について先ほど伺ったが、いかがか。
	杉村議員	この議運の委員の皆さんで、データを出すべきではないというご判断があったことについてはよくわかった。その上で要旨を閲覧させていただくことがあるかもしれない。それはいただきたいと思う。 最初に、委員長が言われた「言論の自由についての気持ちはどうか」ということについて述べたい。 中身を見ていただければ、大方わかってもらえるのではないかと思うが、私の記憶では、町長から「町民を不安にさせるような、不安を与えるような発言はやめろ」という旨の発言が、12時を過ぎて議長が休憩にされて、その後岩美高との懇談があるということから、町長が私の席の前に来られて、そういう発言をされた。 私は、町が出された資料に基づいたもので、私が不安にさせているものではないというようなことを言ったあとで、執

		<p>行部の方とか議場から、それに関する話があったところで、局長が「待っておられるので来ていただけないか」ということで、その場はおしまいにして議員控室に移動した。</p> <p>その時私は質問の途中でもあったし、次にしゃべることも考えながらどうしようかなと思っていたところで、その時の町長の発言について、あまり深く受け止めてなかったが、6月議会が終わってから、これはやはり「発言はやめろ」というようなことについては、とても大きなことであるという風に思い出した。</p> <p>プライバシーだとか、誹謗中傷でなければ、反対意見になるうがならまいが、議会というのはいろいろな意見を集約していくわけなので、そのいろいろな意見を、まず最初に、あるがまま、最初から言わせないというのではなく、意見は言わせるべきだということを封じる発言ではないかと強く思った。</p> <p>ですので、このことは岩美町の言論の中心であるべき岩美町議会の休憩中とはいえ、議場の中で発言されたということは、非常に重たいと思う。</p> <p>真意を明らかにさせていただいた上で、岩美町は最終的にそういったことはしていないんだと、しないと、そういう考えではないということがいただければ、それはそれでいいと思っている。</p>
	柳副議長	<p>委員長はじめ委員3人が、「データについて出すべきではないと言われた」と言われたが、そうではなくて、元々ルールが規定されているということでしょう。</p> <p>ここであなたの要請を受けて、それについて協議して結論付けたことではなく、そもそものルールを踏襲したわけでしょう。</p> <p>言い方がおかしいと思う。</p> <p>ルールに基づいてそれを執行するということで、委員長は言われたわけでしょう。意見は聞いたけど、正式に諮ったわけではない。</p> <p>ひとつひとつがおかしい。何でそのような物の考え方をするのかわからない。</p> <p>それから、杉村さんの発言をどうのこうの言うわけではないが、言論の自由を制圧するようと言われたが、例えば、あなたの質問を受けて、答弁、質問、答弁となるが、質問の中で「杉村さん、あなたの今の質問は町民をまどわせるものだ。そんな発言はやめなさい。」と言ったのなら、言論の自由を封じ込める行為に値するが、一旦ことが終わって、あなたは気付かなかったと言われたが、あなたの意見について、紙切れになるということも含めて、町長は答弁している。</p> <p>それについて言論の自由がということもよくわからないし、もう一回説明してほしいが、あえて休憩中……。</p>

	船木議長	<p>ちょっと待って。</p> <p>忙しいのに杉村さんに来てもらったのは、議論するためではない。</p> <p>「言論の自由について」という一般質問は、この議運の場では一般質問にそぐわないので、取り消してもらえないかということだ。</p> <p>委員長、それをはっきり言わなければならない。反論があればしてもらって進めていかなければならない。</p>
	芝岡委員長	<p>この質問要旨の中に、町長がこういう発言をしたとあるが、こういうことは答弁の中で言われたことではなく、休憩中に言われたことだと書いてある。</p> <p>質問の中で言われたことであれば質することができるが、休憩中に言われたことを取り上げて質問されるということについて、一般質問になじまないのではないかということだ。</p>
	柳副議長	<p>杉村さんに確認しなければならないのは、「発言はやめろ」という文言は、一字一句あっているのかということだ。</p> <p>言葉は悪いが、喧嘩腰の「やめろ」だったのか。それを明解にしないと、これは傍聴者にも配布される。</p> <p>「「発言はやめろ」の部分について」と書いてあるが、「発言はやめろ」という言葉が間違いないのかを確認したい。</p>
	芝岡委員長	その点はどうか。
	杉村議員	私の記憶だけなので、「「・・・やめろ」とする旨の声を複数者から受けた」と書いている。私としては「やめろ」という風に聞いたと思っている。
	澤委員	結局、「言った」「言わん」というような抽象的なことを、確証のないものを、一般質問に出すということが、果たして適当かどうか。そのことで私自身が一般質問になじまないと判断した。言われたとおりの確証がない。議事録もない。取り下げるべきという結論を私は出した。
	柳副議長	<p>私が聞いているのは、「こんな質問はできれば控えてえなあ」という言い方もあれば、「やめんかい」というような圧力をかける言い方もある。</p> <p>杉村さんの記憶だけだが、これを文字として見た時に、「やめろ」と脅迫を受けたと感ずるのか、住民の混乱を招くという言い方なのかということをやらないと、言葉というものは受け止め方でこわい。</p> <p>「これについてどうだえ」という意味合いで聞かれたのだったら違うし、この辺が記録はないが、ざっとどんなものかということだ。</p> <p>住民も感情があるので、言い方によって感じ方が違う。文字は住民が見るので、その時点で大きな圧力をかけられたと見られるのか、それともそういうことについて場外で話をされたと受け止めるのかで変わってくる。本人はどのような受け止めをしたかということだ。</p>

	芝岡委員長	記憶があるか。
	杉村議員	「やめろ」と言われたら、何かおかしいなと思いますよ。 傍聴者が6名だったと思うが、やりとりがあった時におられたかどうかはわからないが、その方々が仮に聞いておられたとしたら、「ああいったやりとりがあったのに、そのまま放っておくというなら、お前は議員としてどういうことだいや」と私の政治生命にも関わる。私はそう感じている。
	船木議長	「発言をやめろ」だけなら、私も言論の自由を束縛する文言だと思う。これは許されるべきことではない。 ただし、この前に、今までの執行部のしゃべり方が「町民をまどわすような発言はやめろ」というものなら、随分感じが変わってくると思う。 「町民に不安を与えるような発言はやめろ」というと、それは執行部として岩美町を思い、町民を思い、発言としては当然の発言で、言論の自由にひっかかる発言ではないと思う。 そこのところを、書くならもう少し詳しく書いていただきたい。 言論の自由に引っかかるような発言ではないという、私の推定だが現実だと思う。 そうすると、一般質問になじまないと思った。
	柳副議長	私が気になったのは文言の話で、「発言はやめろ」なのか、「そういった発言はおやめになった方がよい」というニュアンスのものなのかでは大きく違うが、うがった目で見ると、私は町長から封じ込められて「やめんかい」という方にとりかねんような表記の仕方だ。 言ったか言わんかは押し問答だ。こういう文言だったのか、それとももう少しソフトな文言だったのか。それだけで大きく変わってくる。 要は、住民も含めて関係者が脅迫的な発言をしたのか。あるいは、こういった部分については考えてえなという話を休憩中にしたのか。 中身で大きく変わってくるので、そこだけ聞きたかった。
	澤委員	本人が納得しない場合には、どうやって結論を出すのか。
	船木議長	議長が許可しないとできない。
	寺垣委員	仮に傍聴者の方がそれを聞いていても、テレビには映らない。議事録にも残らない。 それに反論しない人間だと、たった6人に伝搬するから、その6人に向けての一般質問なのか。 それとも、6人の方が町民全体に「あいつは反論せんぞ」って言っていくのを止めるための一般質問なのかということも伺いたい。 何のためにというのがわからない。
	船木議長	時間ばかり過ぎる。 何とか取り下げてもらえないか。

	杉村議員	<p>私からは、これを取り下げる気持ちはない。</p> <p>私個人のということではなくて、やはり「発言はやめろ」というようなことを、それがその通りだったかどうかは確かに記憶にないが、これは言論の自由の政治的な圧力だと捉えている。</p> <p>それは一個人の議員と町長の間ではなく、議会に対するものと考えている。これにはそこまで書いていない。</p> <p>重要なことで、私から取り下げる気持ちはない。</p>
	柳副議長	<p>事を整理しないといけない。</p> <p>許可するのも議長に権限があるが、そうではなくて、聞かないと言われているのでそれでよいが、ただ、自分が曖昧なところがあって、今言っているのは、「やめろ」と大きな圧力を受けたのか、お互いがこういうことに気を付けよう、住民が一番だという考えに立って、「おやめになったら」というものか。2~3種類あると思う。</p> <p>一番初めの「やめろ」という大きな圧力をかけられた部分については、言論の自由を封鎖されたと思うが、他は違うなと感じる。そこの思いを杉村さんはどう考えているか聞かないと、議長の裁量の中でそうではないということになれば生きてくると思うが、本人が「やめろ」と言われたということで、文言を変えないということになれば、それは確定でない部分について、どうしようもないでなあという話になる。そこを杉村さんに聞きたい。</p> <p>そこをはっきりしないと、質問が良い悪いとか、杉村さんの考えがよい悪いではなくて、事実に基づいて言論の自由ということは、あなただけではなく他の人に対しても、この範囲、この範囲とあるわけだが、本当に町長があなたをお呼びになって「やめんかい」に匹敵するくらいの圧力をかけたのか、そこは言論の自由の封鎖になると思うが、一般の日常会話の延長線的なことまでとられることになると、セクハラ、パワハラ問題とイコールになるくらい、相手が感じるとそうだという事になると、今後もしろいろとケースバイケースであると思う。「発言はやめろ」がどうだったかということ、そこだけ聞きたい。</p>
	杉村議員	<p>「やめろ」と言われたと思っている。証拠がないのだから、そうとしか言えない。書いてある通り、「「発言はやめろ」とする旨の声を複数者から受けた」ということだ。</p>
	船木議長	<p>私も確証はないが、執行部の普段の言い回しから判断すると、「発言はやめろ」の前に、「岩美町民を感わすような発言はやめろ」という意味で言っていると思う。</p> <p>それは、言論の自由を束縛するというこの一般質問の趣旨に反するので、この一般質問は適当でないことから、「取り下げてもらえないだろうか」ということを言っている。</p> <p>あなたは「取り下げません」ということなので、本当は議</p>

		<p>長判断であなたを呼んで言おうかと思ったが、せっかく議運という諮問機関があるので、議運の皆さんの意見を聞いて判断した方がよいと思って、今日一番にしている。皆で相当議論した。</p> <p>その結果、「取り下げてもらいたい」ということになったので、何とかご理解いただきたいということだ。</p> <p>あなたの思いの発散場所としては、次にこの問題に絡めてあるのではないか。</p> <p>だから、今日こういうことで明確な証拠の下に基づいて議論ができない状況では、「取り下げてもらえないだろうか」というお願いだ。</p>
	柳副議長	<p>「発言はやめろ」という文言を一般の方が見た時には、「あなたは何もしゃべるな」という意味にとる。</p> <p>「発言はやめろ」は、町長が言われたと感じたと杉村さんは言われたが、「質問するな」、「あなたは発言するな」という意味なのか。「あなたが一般質問で問うた質問のこのお題はやめた方がよい」と言ったのか。</p> <p>これだけ取られると、「発言をやめろ」とする旨の声」というのは、一般的に捉えると、「お前は何も言うなよ」ということだが、私はそうでないと思っているが、どの部分を町長は「やめろ」と言ったのかということだ。</p> <p>例えば、道の駅のここについて、あるいは、町政全般について、「あなたはしゃべらなくてもよい」ということか。ここだけ明解にしておかないと迷う。</p> <p>町長に敵対心を持ったような、「やめろ」と言われたと逆に悪い意味の文言に見えてしまうので、この発言は何をもっての発言だったのかという範囲を知りたいものだ。</p> <p>そうしないと住民も理解できないし、答弁する方も理解できないし、括弧書きの発言をやめろは、範囲はどこまでかということだ。</p>
	杉村議員	<p>議長に言っていた、町民に不安を与えるような内容の発言であれば、言論の自由にもある程度制限があるので、それはしない方がよいのではないかというご意見ではなかったかと思うが、私はそうではないと思っている。</p> <p>言論の自由というのは、賛成反対、いろいろな意見があるが、それらを集約して最終的には岩美町議会で議決を行って、ひとつの判断にしていくということなので、その時に町民に不安を与えるような発言をする議員がいたとしても、それはその議員の責任であって、その責任は町民から判断を受けるわけなので、その議員の発言が町民に不安を与えるというように町民が思ったとしても、それはその議員の責任だと思う。</p> <p>だから、不安を与えるようなことだと町民が判断することであったとしても、それは発言させるべきではないかと私は思っている。</p>

		<p>ただ、この中に書いてある通り、不安を与えるのはこの質問をした議員ではなく、町が出した資料なり対応だと私は思っている。</p>
	船木議長	<p>あなたがそう思うのも、あなたの自由。  それから、また、執行部も岩美町のことを思い、町民のために発言するのも自由。  どちらが正しいか判断するのは町民だ。  そこにどうして言論の自由ということが入ってくるのかということが、私には理解できない。  あなたも言われた、賛成もあり反対もあり、それでいろいろとやる。賛成の者が反対の者に「お前は発言するな」という言い方をしたら、それは言論の自由を侵害することになるだろうが、私が解釈するのは、今までの執行部の姿勢からして、「岩美町民を感わすような発言はやめてくださいよ」というのが、執行部の気持ちだと私は解釈したから、この質問は言論の自由を制限するような発言ではないと思うから、この質問は取り下げてくれないかというものだ。</p>
	柳副議長	<p>私には決定権がないが、明確なことをおっしゃられるならしてもらえばよいが、どうしても「発言はやめろ」という部分が気になる。町長に敵対心を持った文言にしか見えない。  「発言をやめろ」と言ったら、普通は大きな圧力、組織でかけてきたと思う。  どういった状況を指しているのかということを知りやすくしてもらったら、私はやってもらってもよいと思う。ただ、私には結論を出す権利がない。やってもらってもよいが、「発言はやめろ」という部分の文言が気になる。</p>
	杉村議員	<p>6月16日の昼休憩に入ったところと申し上げたが、その時に質問したのは、道の駅の収支なり見通しに関してのことだったと思う。そのところでの、不安を与えるような発言はやめろというようなことだったので、これは質問要旨の中には書いてないが、道の駅の経営についてこういった疑問をして、休憩に入った時にこういった発言があったと記憶しているということについての質問の中でしゃべるつもりなので、それを聞いておられる方はある程度状況を認識できるのではないかと思います。</p>
	柳副議長	<p>これしか見ない人もいる。  そうすると、具体的に言うと、質問の「発言はやめなさい」という趣旨で言われた旨を記憶している」という、主語的な部分を書かなければならない。  議長もえらいと思う。一般質問をよしとするか決定しなければならぬ。  だから、きちんとした形で状況説明を踏まえて、このことについて私はそのように感じたということならよいが、「発言はやめろ」だけを見たらびっくりする。あとでしゃべると言</p>

		われるが、実際これしか見ない人もいる。
	船木議長	この「発言はやめろ」だけでは、岩美町民に誤解を与えるし、事実ではないと思う。
	杉村議員	議長がこれの扱いをどうされるかわからないが、町長がどのように記憶されているかわからない。私は聞いた方なので、強く印象深く思っている。 通常言った方というのは、もしかしたら忘れているかもしれない。「覚えていない」と言われれば、それでおしまいになるかもしれない。
	澤委員	確証のないことを一般質問でするのは、なじまないのではないかということを行っている。
	柳副議長	建設的な議論をするために、これこれの部分という範囲を言われて、ここだけ追加で書き直してもらえばよい。 これでは、あなたが唱えている公正で中立ということにはならない。事実に基づいてやった方がよい。
	杉村議員	6月16日の一般質問の休憩に入ったところの議場内においてという辺りのところの、例えば、「6月16日の道の駅の経営に関する一般質問の休憩に入ったところの」とかというような説明書きを加えるということについてはやぶさかではない。
	芝岡委員長	「発言はやめろ」という部分の書き方だ。
	杉村議員	それは私がそういう風に聞いたという記憶があるので、それ以外の表現ができるはずがない。
	澤委員	定かではないのでしょうか。
	杉村議員	あくまでも記憶なので、100パーセントあっているということはないという前提で話をしている。記憶ではこうということしか言いようがない。
	柳副議長	上はぼかして、下は確定だ。そのことを言っている。 「発言はやめろ」と閉じるのか、そういった発言を制御する旨の声を聞いたということでは大きく幅が違ってくるので、言っているだけのことだ。何で変えたのかということだ。 議長は見識を持たれているが、同僚議員の質問をマルにするかバツにするかを議長一人に結論を任せるのは失礼だと思うからこそ、どういった思いですかということ、杉村議員には申し訳ないが、しつこく聞かせていただいている。議長に「バツだ」と言わせるのは酷だ。
		※個人のやりとりとなり、聞き取れず
	船木議長	議論も尽くしたようだし、杉村議員も忙しい体なので、結論は出して、これ以上時間をかけてもいけないと思う。
	芝岡委員長	1の1と2の内容は、変える意思はないということですね。
	杉村議員	そのように聞いた記憶があるので、その記憶に基づいて書いているので、変えるつもりはない。
	芝岡委員長	杉村議員の気持ちは聞かせていただいたので、このメンバーで最終的に結論を出させていただきたいと思う。

	杉村議員	<p>最後によろしいか。</p> <p>議員が質問する内容は、主語述語がはっきりしていないとか、何が聞きたいかよくわからないという場合は訂正すべきだと思うが、質問することについて、それをなしにするとかという権限はないのではないかと、私は思っている。</p> <p>一定の結論が出れば教えていただきたい。</p>
	芝岡委員長	事務局を通して連絡する。
	船木議長	<p>もう一度言わせてほしい。</p> <p>質問要旨だが、質問事項の1番の、「言論の自由」という質問でしょう。中身が言論の自由に携わったものになっていないと判断する。</p> <p>「発言はやめろ」ということを執行部がはっきりと言っているように表現しているが、事実は何だったか証拠がないからわからないが、このメンバーは、「町民を惑わせるような発言はやめてください」という趣旨での「やめてください」ということだと皆が認識したので、それでこの質問は不適切ではないかということ・・・</p>
	柳副議長	結論は休憩後にしよう。
	船木議長	今おられる間に結論を出した方がよい。
	芝岡委員長	そうではなくて、決めた後に杉村議員には事務局から連絡させていただく。
	柳副議長	<p>今ここで即答されない方がよい。</p> <p>ここは杉村議員のお気持ちを伺う場だ。結論を出すということと呼んでいない。</p>
	杉村議員	<p>私も副議長が言われることがよいと思う。</p> <p>今ここで判決みたいなことではなく、お互いに頭を冷やして本当にどうするか、委員を中心に、議長会にも相談することがあるかわからないが、よく議論をされて結論を出された方がよいと思う。</p>
	船木議長	あなたは善人だからよいが、逆に私だったら、自分の意に反したことに結論を出しそうだったら、連絡を取れないようにする。世の中では当たり前なことだ。
	杉村議員	<p>今日は参考人みたいなことと呼ばれたと思っている。</p> <p>ただ、気持ちを述べろということなので、述べさせていただいた。</p> <p>決定権は、この4人にある。</p>
	船木議長	<p>「気持ちを述べろ」ではない。</p> <p>これは不適切な質問なので、取り下げてもらえないかというものだ。そのために呼んだものだ。</p> <p>あなたの意見を聞くためとかというレベルのものではない。</p> <p>ここで結論を言うのは、一般質問に対して許可を出すのは議長だ。</p>

	柳副議長	休憩しましょう。
休憩	芝岡委員長	休憩する。 12時20分 休憩  ※船木議長：連絡は取れるようにしておいてください。 杉村議員：連絡は取れても取れなくても決定されるわけなので、それは聞こうが聞かまいが、それは決定通りにしないとイケない。 船木議長：そんな杓子定規に議会を進めようとは思っていない。
再開		再開する。 12時30分 再開 ※執行部、入室  先ほど杉村議員からいろいろと伺った。 最終的にこの質問についてどうするか、皆様のご意見を聞いて決着を付けることでよいか。
	船木議長	杉村さんとのやりとりを執行部に説明して。
	芝岡委員長	*執行部に杉村議員とのやりとりを説明 取り下げる気持ちはないということなので、こちらで判断したいと思っている。
	船木議長	町長、この問題で一般質問として「言論の自由について」という質問事項だが、今までの岩美町議会の中で一般質問について審議してきて、これは岩美町の事務ではないとか、国政のことは国政でとかの議論があった。その都度判断してきたが、町長の気持ち、一方で私の心の中ではこういう問題はきちんとただして結論を出した方がよいという気持ちもある。町長の気持ちも聞かせてほしい。
	榎本町長	一般質問に何でもありということは、我々としてはこらえてほしいという思いはある。 ただ、出されて受け付けられているものを、もし取り下げということになっても、素直に理解が得られる状況でないと考える。執行部の方が議運に「これはイケん」とごねたというくらいしかとられないのではないかと心配もする。 議論がかみ合うかかみ合わないかはわからないが、個人的感情がかなり入った話だと思う。そこを持ち出さずに議論しなければならぬと思うが、改めて言論の自由を妨害したりする意味では決してないということを理解してもらえるように努めたい。
	柳副議長	議会運営委員会で最終的にこの質問を通すか通さないか、いわゆる可か否かということだが、本当は受理した時点でアウトだ。 ここでは、これはどういう思いかということを確認できて

		<p>も、原則的に消すのは難しいと思っている。</p> <p>ただ、修正に応じてくださるとか、そういったことについてはあってもよいが、「ノー」と言った時に本当に取り消せるかと言ったら、なかなか難しいと思うが、事務局の判断はどうか。</p>
	鈴木局長	<p>事務局で議員の発言を認める認めないは、私はすべきでないと思っている。</p> <p>質問の趣旨を確認することはさせていただく。</p>
	柳副議長	<p>この判子は何を意味するのか。「受理しました」ということになるのではないか。</p>
	鈴木局長	<p>「通告を受けました」ということだ。</p>
	柳副議長	<p>基本姿勢として、議長に権限があったとしても、議長一人の責任で取り下げをさせるということは、議長にさせてはならないと思う。</p> <p>執行部の力量からすると、のめない話でもないと思う。</p>
	船木議長	<p>一般質問を認めてやれという話でしょう。</p>
	柳副議長	<p>そうだ。</p> <p>受理の判子を押したものを切れるかどうかの根拠を教えてください。</p>
	芝岡委員長	<p>結論的にどうか。</p>
	澤委員	<p>判子の価値はどうか。</p> <p>判子を押した時点で完全に受理したことになるのか。押し後も後で、議長判断で却下できるのかという事務的なところだ。</p> <p>内容が休憩中とか、想像の域とかで質問できるのかということだ。休憩中に何もしゃべれなくなる。冗談も言えないようになる。</p>
	芝岡委員長	<p>過去に受理して取り下げたことはあるか。</p> <p>※「ある」との声あり</p>
	鈴木局長	<p>一般質問はそれぞれの議員が考えて持ってこられる。その中で重複するような質問があったり、同趣旨の質問があったりすれば整理したり、質問としてそぐわないということであれば、それを取り消したりすることは可能だと判断している。</p> <p>一般質問のできる範囲は、町政全般について、議員が執行部に質問できる機会、特段制限等はないと言えないと思う。</p> <p>その場で誹謗中傷するような発言があれば、それは議長が止めたり、事実と違う発言があればそこはそこで調整することになっている。</p>
	柳副議長	<p>本会場で結論をだせばよいと思うのは、またあらんことを言っていると回ると思うからだ。</p>
	芝岡委員長	<p>一般質問としてはそぐわない内容だが、町長も答弁される思いでおられる。</p> <p>いかがか。</p>

	船木議長	<p>「言論の自由について」という質問事項が一般質問としてなじむのかということから考えてもらって、中身を見ると、前回の一般質問の中のことで質問するというのだから、ギリギリそここのところは許されるということだが、中身について、上では「町民に不安を与えるような発言はやめろ」とする旨の声」と言っておいて、あえて1は、「町長はそう発言したことを記憶しているか」とか、2は、「発言はやめろ」部分について」を強調して言論の自由なんだというのは、どうも事実合っていないと、これを何とか直してもらえないかと言ったって、聞く耳を持たない。</p> <p>こちらの思いや町民に対する影響とか、いろいろと議会運営上のことを考えてスムーズにいくように思っていることを、彼は認めてくれない。</p> <p>その状況で、果たして許可してよいものかどうか。</p> <p>今後の対応について、その人がさらにエスカレートしないか、また、他の人に影響を与える恐れがないかを考えると、なかなか難しい。</p> <p>一方で、このことに限らず、ことあるごとに彼についてはこういう類のことを耳にするので、この際はっきりと彼と執行部と議論をさせていくのも、町長が対応してくれるというなら、例外として認めてもよいかなあと思ったりする。</p>
	芝岡委員長	先ほど皆さんにご意見を伺ったが、思いが変わってきている方もいるかもしれない。どうか。
	澤委員	変わらない。
	芝岡委員長	取り下げということか。
	澤委員	はい。
	芝岡委員長	副委員長、どうか。
	川口副委員長	<p>杉村議員との話の中で、自分の記憶だけで書いているということはわかった。</p> <p>それが一般質問に適切かどうかということは、私は適当でないと思う意見は初めに言った通りだ。</p> <p>しかし、何らかの形で我々12名の議員は、そういうことは常識として考えなければならないと思っている。</p> <p>議長の権限で取り下げるとするのは、杉村議員にこのような質問はそぐわないということ、何らかの形で認識してもらわなければならない。</p>
	寺垣委員	そぐわないと思っているが、言論の自由ということになると、議長の判断ではあまりよろしくないと思ったりする。とても難しいと思う。
	柳副議長	執行部はどう考えているか。
	西垣副町長	<p>基本的にはなじむ問題ではないと思う。</p> <p>ただ、町長は答えられると思うし、これを放っておいても同じことを言われると思う。一方では、片を付けた方がよいという思いもある。</p>

		<p>同じようなケースで何回も持ち出されることは、これに限らず彼の性分だったらあると思う。非常に悩ましい部分だ。</p> <p>受け付けている以上、その分については「ノー」と言い難い部分もあるのかなという思いがある。</p>
	榎本町長	<p>修正しないという話ならよいのではないか。</p> <p>だけど、6人が聞いていて6人同様に杉村さんと同じように感じたか、あるいは「よう反論せんだか」と感じたかというのは大きなクエスチョンだと思うし、「町長と杉村は何をやりよるだいや」ということしか、町民には出てこないだろうと思っている。</p>
	芝岡委員長	<p>傍聴者は6人だけど、やりとりの時にいたかどうかはわからないということですね。</p>
	榎本町長	<p>同じ釜の飯を食べてきたのに、いろいろと自分が疑問に思うことや改善を求めることがあったら、私や副町長に何で直接話をしてくれないのかと言うが、無視だ。</p> <p>町民が本当にこの質問で、岩美町のために前向きな議論という話はゼロだと思う。</p> <p>言論の自由の論争をしようとは思っていない。そんな話のレベルではない。</p> <p>「やめた方がええわいや」ということは、どこにでもある話だ。</p> <p>タイトルにでかでかと「言論の自由」と書いてある。何を言ってもよいということだ。</p>
	芝岡委員長	<p>受け付けたということもあるし・・・。</p>
	船木議長	<p>事務局は来たら受け付ける。</p> <p>一般質問の締め切りが何日の何時までだとあって持ってきて、所定の様式であれば受け付ける。</p> <p>事務局が読んで、意味のわからないところや間違いは直すにしても、受け付けるのは受け付ける。</p> <p>受付印があるから、それに束縛されて委員がどうだこうだというのは、考えなくてもよいと思う。受け付けた証だ。内容までオッケーという受付印ではない。</p>
	芝岡委員長	<p>最終的にどうするか。</p> <p>これを受け付けることでよいか。</p> <p>受付印があるということで杉村議員ともやりとりをしたが、内容は一切変えるつもりはないということだ。</p> <p>皆様のご意見を伺って、町長もやりとりをされるということで、受け付けてもよいのではないかとと思っている。</p>
		<p>※他会議に出席のため、榎本町長退室（12:50）</p>
	柳副議長	<p>受け付けるということでよいが、全部確認を取らなければならないと思う。あとの2.3.4についても、執行部に伺わなければならない。</p>
		<p>※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。</p>
	柳副議長	<p>何回も言って申し訳ないが、受理したという部分が法的に</p>

		どの程度権限を持っているかということだ。そこをもう少し考えなければならないと思う。
	船木議長	<p>「受け付けました。中身については議運で判断します。」という判なのか、言われるように、「受理しました。これでオッケーですよ。」ということで皆がそのように考えるなら、この判を押すまでに議運をしなければならない話になる。そこはよく検討しなければならない。</p> <p>私は、局長には議長代理ということで言っている。どんどん言ってくれという気持ちでいる。</p> <p>それと、杉村さんの1の問題は認めましょうということになったが、ただしこれは例外として受け付けるということにはっきりと、私が言うのか、委員長が言うのか、そのようにしてもらいたいと思う。</p>
	柳副議長	<p>もしも例外とするなら、その根拠を示してほしい。そうしないと、議長が大変なことになる。</p> <p>判子の重み、効力を教えてほしい。</p> <p>議長が悪顔を打つことになる。例外でよいが、本当に例外として通るのか。きちんとしたルールを持ってやらなければならないと思う。</p>
	船木議長	よく調べてもらったらよいが、こんな受付印はどこにでもある。受け付けたら全部事を聞くかと言ったら、そんなものではないと思う。議決できる権力のある人が決めないと、効力が発揮できないことだと思う。
	鈴木局長	<p>受け付けしたことによって、通告があったということになる。</p> <p>通告があった場合、不許可とすることができるかどうかということだが、正当な理由なくということは適当でない。質問が通告された場合にあっては、議長はまず質問の取り下げを勧告し、それでも従わない時は、質問の通告を不許可にするなどの方法により対応することになる。判断は議運で審査いただくこととなる。</p>
	柳副議長	何が特例なのか、中身を決めなければならないということですね。
	芝岡委員長	2から4の質問についてはどうか。
	西垣副町長	<p>2.3は、執行部の判断だけではできない。その部分を踏まえての答弁となる。町長は、方向性を出す出さないの話はされないと思う。「その辺は議会サイドにも宿題が残るだけ」というような振り方になるかもしれない。そのことだけのご承知願いたい。町長が「します」と言える話ではない。</p> <p>今までの議会改革の委員会等でなくなっているかもしれないが、議会サイドでしっかり話をさせていただくことも必要な部分だと思う。執行部の考え方のやりとりになると思う。</p>
	船木議長	4について、企画財政課長はどうか。質問に値するか。
	杉本企画財政課長	今の資料で足りうると、主幹課長として思っている。

	芝岡委員長	2から4についてはよろしいか。
	皆	よい。
休憩 再開	芝岡委員長	休憩する。 13時05分 休憩 再開する。 14時30分 再開 日出嶋議員の質問について、何かご意見があれば伺う。
	柳副議長	中央公民館についてだが、所管の委員会で決まってスタートしているのに、言っておいてもらわないと町民に示しがつかない。 喫煙室の屋外設置についてだが、法的に訴訟とか起こされたらどうなるのか。かぶせがないと飛散に対応できないということがあるのか。
	鈴木局長	法的にそういう基準はないと思っている。 受動喫煙で肺がんになったと訴えることはあると思う。
	柳副議長	類似した団体で、喫煙所をこのように設けましょうということがあるのか。思い付きでこのようなことを言われているのか。
	澤委員	8月31日と9月1日の新聞記事は、屋外の受動喫煙の記事だったのかどうか。読み違いをしているのではないか。
	柳副議長	電話で聞いてみてあげた方がよい。 外から吸って、その煙が受動喫煙を引き起こして健康をむさぼる可能性があるかと読めるが、これでよいのか。直すなら今だ。
	鈴木局長	聞いた方がよいか。
	船木議長	そもそも庁舎内は禁煙にしているのか。
	長戸総務課長	していない。
	船木議長	これを通すなら、議会が怠けていることになる。徹底的に大問題だ。禁煙になっているのなら、議会の責任問題だ。 これは言って直させなければならない。町民に変な誤解を与える。
	柳副議長	約束事というかルールを決めていると思うが、何かルールはあるのか。来庁者に聞かれたらどうするのか。
	長戸総務課長	外をご案内する。
	柳副議長	「何で外か」と聞かれたらどうするのか。「庁舎内が禁煙です」ということになる。ということは、庁舎内は禁煙にしているということになる。
	船木議長	禁煙になっていないのに、「禁煙となっている」というのはおかしい。
	長戸総務課長	庁舎内禁煙なら、来庁者の方にも庁舎内禁煙がわかる周知をした上で「庁舎内禁煙です」という言い方をしないと、今何の周知もしていない段階で、灰皿が外に置かれていることだけを持って「庁舎内禁煙」というのはできないと思う。 ただ、職員の間では、庁舎内は煙草を吸うところではない

		という中で、外で吸ってもらっている。「禁煙だ」と強く言うのではなく、ある程度すみ分けができていくという認識だ。
	柳副議長	病院はどうか。
	長戸総務課長	敷地内禁煙だ。それをしないと、外来が保険適用にならない。
	柳副議長	学校はどうか。
	西垣副町長	していない。
	柳副議長	学校も校舎内は駄目ですね。
	西垣副町長	外に喫煙所を設けている。
	柳副議長	庁舎と書いているが、小学校、中学校、公民館等とまとめて言うと思うので、そこも想定してほしい。 役場は周知ができていくかということ、局長に確認してほしいのは、同僚議員なので、「・・・この煙が飛散し、周りの人達が受動喫煙の状態となります。」は、測るような法律があって言われているのか。
	鈴木局長	新聞記事を確認した方がよいか。
	柳副議長	日出嶋さんに確認してほしいという話だ。
	船木議長	どちらにしても、これを直してもらわないといけない。誤解を与える。庁舎内は禁煙となっていない。 私の認識では、議長室と議員控室は喫煙してもよいという認識だ。私の認識が間違っていたら改めるが、禁煙になっているのに喫煙していると言ったら、「議長は何をしとるか」という話だ。このことははっきりさせないと許せない。事実上そうだからということでは済まされない話だ。
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	柳副議長	日本海新聞に記事が出ていて、その後「本町は屋外に喫煙所があるため、この煙が飛散し、周りの人達が受動喫煙の状態となります。」とある。本町の屋外に喫煙所を設置していて、そのために煙が飛散しとあるが、測るものがあるのか。
	鈴木局長	本人の認識は、役場の喫煙所が車庫に出るところに1箇所あって、そこで吸っている。受動喫煙になるかわからないが、横を通った人が受動喫煙になるということかということは尋ねた。
	柳副議長	「飛散」というのは、花粉みたいに飛ぶのが飛散だ。恥をかくと思う。
	長戸総務課長	煙は「拡散」だ。
	柳副議長	議運が終わった後は、手を加えるわけにはいかないでしょう。 同僚議員なので、言ってあげた方が親切ではないか。
	澤委員	自分が恥をかくのだからよいのではないか。
	柳副議長	委員長、確認しなくてもよいか。
	船木議長	事実と違うことを書いているのはいけないと思う。直してもらわないといけないと思う。 禁煙になっていると言ったら議会は責められる。きちんと

		しておかなければならない。
	鈴木局長	禁煙とはなっていないということでよろしいか。
	長戸総務課長	認識で言うと、分煙装置が壊れた時に更新せずに灰皿を外に出すという認識だったと思っている。
	西垣副町長	<p>基本的には、全面禁煙ということにはなっていない。</p> <p>二階の職員休憩室にも装置があって、それがメンテナンスの関係で駄目になって、替えるなら外に出そうということがあり、一階、二階部分については、外から吸うようにしようということで、前と後ろに灰皿を持って出た。</p> <p>ただ、前側にするとみっともないので一箇所にするということで、裏に持って行った。</p> <p>大方の認識としては、外に出しているので、「庁舎内は禁煙」という認識をしていると思う。</p> <p>三階については、議場、全協室は禁煙というのは当然と確認されている話だが、議長がおっしゃられた部分については、曖昧なままできている。</p>
	柳副議長	この際なので堂々と、「隠れて吸わなくても、吸ってもよい場所がありますよ」と、来庁者も含めて案内を出せという意味だと思う。
	長戸総務課長	町長がどう考えるかだ。
	柳副議長	明確な場所設定をして、来た人にもわかるようにしなければならない。きちんと案内をしなければいけない話だと思う。吸われんということではないと思う。
	長戸総務課長	一番金をかけない方法は、敷地内禁煙だ。
	西垣副町長	周知の問題はあると思う。姿勢としてどういうスタンスかという話になると思う。
	柳副議長	<p>岩美町はこういう方向でおると。もし、分煙という部分を認めるならば、きちんと案内しなければならない。</p> <p>認識しなければならないのは、煙が飛散し、周りの人達が受動喫煙の状態となるということだ。</p>
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	船木議長	「庁舎内は禁煙となっている。」というのは、訂正してもらわないといけないと思う。
	柳副議長	そこは説明されればよいと思う。
	船木議長	せめて「私は庁舎内は禁煙になっていると思うが・・・」くらいに表現してもらえばよい。
	柳副議長	主語は「本町は」でよいが、「庁舎内は禁煙となっている。」は切ってもらったらよいと思う。
	鈴木局長	本人に連絡して、そのところを説明したらよいか。
	船木議長	<p>それともう一つ。</p> <p>中央公民館の②については、質問とみなされないと思う。「私はこう思うけどどうか」という尋ね方になっていない。人がこう言っているけど、町長はどう思うかというのはどうか。</p>

		③の建設運営委員会とは、どういう意味のものを言っているのか。局長、そこを聞いているか。
	鈴木局長	「町の回答は、設置を行わない」ということで、ちょっと認識不足だった。
	船木議長	副町長、どうか。
	西垣副町長	今方向性は出しているが、建設にあたって、中身や運営方法も含めて、検討する委員会を設けてはどうかというパブリックコメントがあったということだ。
	船木議長	建設することだけの委員会ということではないですね。
	西垣副町長	そうではなくて、運営方法も含めた中身について、施設をどうすればよいかを議論する委員会ということだ。
	柳副議長	基本構想、基本計画があるが、何らかの住民の意見を切らないために、建築検討委員会の後にこの委員会を持ったらずっと物が言える期間が許されるという話だ。 持つ気がないというのはわかる。計画通りにいかないこともある。常にいろいろな意見がまだ言えるものだ。 いつまで経っても進まなくなる。それを設けるという団体もある。普通は建築検討委員会で終わるものだ。
	船木議長	パブリックコメントにあった意見の中での建設運営委員会ということですね。
	西垣副町長	パブリックコメントの中に建設運営委員会を設置してはどうかというもので、中身は今副議長が言われたように、建設中もいろいろと意見が出せる委員会ということだ。引き続いて意見が言える場を設けたらどうかというパブリックコメントがある中で、町としてはその気がないということで回答している。
	芝岡委員長	二つ目の質問だけを変更してもらうか。
	柳副議長	中央公民館の①と②は、もう済んだ話だ。過去の話だ。これも本当に尋ねるのか聞いてほしい。
	鈴木局長	今さらこんなことを聞くのですかということは聞いた。
	船木議長	本会議で議決していないのだから、パフォーマンス的にするということか。
	柳副議長	所管の委員会だ。所管の委員会では了とされている。本当に聞くのか。笑われる。 時間もないので、議長が言われた「庁舎内は禁煙となっている。」のところで、屋外での飛散が正しいのかということを知りたい。
		※鈴木局長、日出嶋議員に確認するため退室 前田書記、新聞記事確認のため退室
		※町長入室 (15:23)
	鈴木局長	日出嶋議員と連絡を取った。 中央公民館の質問については、場所が正式に決まっていないと認識しているということで質問するということだ。
	柳副議長	整備区域も決まっていないという認識か。

	鈴木局長	整備区域の話もした。 今の公民館が建っている周辺で計画書に示された斜線部分でプロポーザルに出すということまで全協で報告されてきたのですよという話はした。でも、まだ正式に決まってないでしょうということだ。
	西垣副町長	基本的には基本構想、基本計画で整備区域は示している。それを認めていただいている。
	鈴木局長	今は計画書が決まったという認識のようだ。
	柳副議長	整備区域ですら確定ではないという認識ですね。
	鈴木局長	喫煙室の関係は、「本町は庁舎内禁煙となっている」の部分について、全面禁煙ではないと説明して、その部分は「庁舎内は禁煙となっている」は削除ということで了解いただいた。 屋外で近くを人が通るからという人数の問題でなく、きちんと喫煙室を設けて吸ってもらおうということが言いたいということだ。 「飛散」という言葉と、「拡散」という言葉はどちらでもよいということだ。
	芝岡委員長	日出嶋議員の質問はよいか。
	皆	よい。
	芝岡委員長	芝岡の質問はどうか。
	長戸総務課長	1の2の範囲はどうか。物理的に設けられないところもある。
	芝岡委員長	主に通学路だ。
	船木議長	自転車利用者は通学者だけではない。
	芝岡委員長	特に通学路ということだ。 次、田中克美議員の質問に行く。
	柳副議長	今後を踏まえて、国政については一般質問をしないということになっているが、このような言い方だと何でも通る。
	澤委員	前局長とも話したが、岩美町への影響ということをつけ加えれば、何でも質問できるということだ。
	柳副議長	答弁も大変だと思う。よいのか。
	船木議長	国政については、岩美町の事務に限定しようということだ。 2②の法律をどう考えるかとか、③もだ。聞き方を考えてもらわなければならない。 町の事務をどのように考えるかということだ。
	鈴木局長	そのことは私も聞いた。 本人は、まだ法案は通っていないので、成案とするために名を連ねている岩美町が本当に必要と思っているのかということだ。差別の取り組みが進むと考えているのかということだ。そのように受け止めた。
	柳副議長	一度指導する方がよいと思う。こんな聞き方をされたら困る。 安倍政権云々というのは、国政に入っている。「改悪」という言葉もよいのか。町議会レベルの話ではない。言いたかつ

		たら国会議員になればよいと思う。 彼は、この法案が良いのか悪いのかをPRしたいものだ。
	芝岡委員長	執行部はどうか。
	澤委員	2②、③は、今のルールからいくと不適切だと思う。 何でも岩美町にかけたらできる。国政について、今は曖昧になっていると思う。
	芝岡委員長	執行部はどうか。
	長戸総務課長	お答えが抽象的になると思う。 「こういうことが想定されるので、反対しましょうね。」ということだと思う。
	船木議長	「岩美町が同実行委員会の構成メンバーに名を連ねており」というのは事実か。成立を求める方に動いているのか。
	長戸総務課長	その部分は、事実確認ができていない。申し訳ない。
	船木議長	田中議員は、岩美町とこれを関連付けるためこの実行委員会のメンバーに入っているので、この法律についてどのような意見を持っているかということを探ねるという意味ですね。 それが許されるかどうかを判断してもらいたい。
	柳副議長	法案の制定が適切かということは論外だと思う。 執行部が答えられるならよいと思う。
	芝岡委員長	執行部としてはどうか。
	長戸総務課長	どう捉えるかはわからないが、ある程度想定できることは想定して、それを町長が国政のことだと判断されるかどうかはやりとりの中でなるということに収めさせていただきたい。
	柳副議長	法律が制定されることが「悪」だと思っておられるが、正しいと思っておられる方もいる。 みんながみんな「改悪」だと思っていない。「改正」と標準語を使ってもらわないといけない。
	芝岡委員長	よいか。
	皆	よい。
④	芝岡委員長	④議案審議について、説明願いたい。
	鈴木局長	町長提出議案7件、決算認定議案10件、追加3件、諮問2件で受けている。 内容は執行部から願います。
	長戸総務課長	*議案第89号、90号について説明 予算、決算関係議案は、企画財政課長より説明させる。
	杉本企画財政課長	*議案第91号～95号（補正）について、別紙資料（平成28年度9月補正予算概要）により説明 議案第96号～105号は決算認定議案だ。
	長戸総務課長	追加を3件お願いしたいと考えている。 議案第106号の固定資産評価審査委員会委員の選任については、3名の委員で行っていただいているが、3月、6月、9月にそれぞれ改選を行っており、3人目の選任となる。

		<p>第 107 号の教育委員会教育長の選任については、新しく法律改正となり、その法律の規定により、教育長を議会の同意をいただいて選任することとなる。3 年任期だ。</p> <p>現在の教育長については在任特例で、この 9 月議会で選任をお願いしたい。</p> <p>併せて、教育委員 1 名についても任期がくるので、教育委員会委員についても、選任同意をお願いしたい。</p> <p>諮問については、人権擁護委員だ。2 名が任期を超えてという状態になっているが、人選が整ったので、2 名の補充をお願いしたい。</p> <p>もう 1 件、前回 6 月のこの議運の場でお願ひさせていただいた特別職の報酬の関係について、町長からお話させていただきたい。</p>
	榎本町長	<p>岩美病院の誤調剤についてだが、その都度経過等は報告させていただいた。</p> <p>当の本人と会う機会がある。</p> <p>1 回目は、別の医療機関で診察することも必要があればというお話をしていたにも関わらず、私どもに連絡もなく県中にかかったことも言われた。</p> <p>街宣車を使う人とも、向こうから話をきて、被害を受けたとおっしゃる方が、その人をこの間まで営業していたアスレチックの監視員に出ているということだ。</p> <p>我々が反省したり、二度とこういうことはないようにしなければならぬということももとよりだが、改めて処分して蒸し返すようなことはしない方がよいのではないかと思うような気になった。</p>
	船木議長	<p>アスレチックの見張りに出ていたというのは、誤調剤を受けた本人がということか。</p>
	榎本町長	<p>本人が就職の世話をして、街宣車の人が出ていたということだ。</p>
	長戸総務課長	<p>議案については予定させていただかないので、よろしくお願ひしたい。</p>
	船木議長	<p>教育長は今度任期が 3 年で、教育委員は 4 年ですね。</p> <p>どのようなところでそのようになったのか。</p> <p>今までのように互選ということではなくなったということですね。</p>
	榎本町長	<p>もう一つは、教育委員長職がなくなるということだ。</p>
	柳副議長	<p>杉本課長、中央公民館の設計・地質調査事業費 2,900 万円は、間違いなくこの前説明された整備区域のことですね。</p>
	杉本企画財政課長	<p>はい。</p>
	柳副議長	<p>まだ決まっていないということではなく、明確に姿勢として、区域は確定ですね。</p>
	杉本企画財政課長	<p>そうだ。</p> <p>教育委員会から上がってきたのは、整備区域内で、そこに</p>

		建てる場合に建てる位置が決まったら、その岩盤調査を行うということだ。
	柳副議長	地質調査の事業費は、整備区域内ということですね。
		※町長退室 (16:00)
⑤	芝岡委員長	⑤請願・陳情・要望等の審査について、説明願いたい。
	鈴木局長	今定例会での審査案件はない。 文書扱いが2件だ。
	芝岡委員長	よろしいか。
	皆	よい。
⑥	芝岡委員長	⑥会期及び日程(案)について、説明願いたい。
	鈴木局長	*資料 P1 により説明 14日の全協については、参議院選挙の合区の見直しに関する決議と人口減対策に係る先進地視察についての件だ。
	芝岡委員長	何かあるか。
	皆	なし。
⑦ア、	芝岡委員長	次、⑦その他の議会の運営に関する事項について、説明願いたい。
	鈴木局長	*資料 P19～22 により説明 発議者をどうするか、全議員での協議をお願いしたい。その協議を全協でお願いしたい。
	船木議長	決議はぜひ賛同していただくようお願いしたい。
	柳副議長	発議者は誰になるのか。
	鈴木局長	26年6月は議運のメンバーで発議されている。
	芝岡委員長	議運のメンバーということでよろしいか。
	皆	よい。
	鈴木局長	合区の決議について協議願いたい。
	柳副議長	反対する者はないと思う。
	芝岡委員長	議運のメンバーでよろしいか。
	皆	よい。
イ、	芝岡委員長	⑦イ、議員派遣について、説明願いたい。
	鈴木局長	*議会運営委員会日程表により説明
	船木議長	全国人権・同和教育研究大会については、希望者がいなければ局長が指名させていただくので、よろしく願いたい。
	柳副議長	熊本から大阪に変わったが、予算について2名分を計上と言われたが、大阪だったら3名参加できないのか。
	船木議長	それはよいことだが、来年はどうするかということがある。
	鈴木局長	また事務局から声をかけさせていただく。 *人口減対策に係る先進地視察研修について、資料 P23 により説明 先方に確認して日高町は11月16日午前、上富田町は11月15日午後ということで受けていただいている。 時間的には、渋滞がなければ4時間40分くらいだ。
	船木議長	バスか。

	鈴木局長	バスだ。 *説明 日程等はまた詰めたい。
		※町長入室 (16:25)
その他	芝岡委員長	その他に入る。
	鈴木局長	* (1)議会放送について説明 (2)その他、議長の口述について相談したい。 採決の最後に議案番号と議案名を言っているが、議案番号だけの口述としたい。 *他自治体の例を紹介
	柳副議長	「本件は」とすればどうか。議案番号もいらなと思う。
	鈴木局長	議案によって、「本案」、「本件」となる場合がある。
	芝岡委員長	よろしいか。
	船木議長	議運で諮って決めていただきたい。
	澤委員	特に議案番号等言わなくてよいと思う。
	寺垣委員	*同意見
	川口副委員長	*同意見
	船木議長	都合が悪ければ変えればよい。
	芝岡委員長	そのようにさせていただくこととする。 その他。
	鈴木局長	お茶会計について、ご相談させていただきたい。
	柳副議長	10万円残して、20万円は分ければよいと思う。
	鈴木局長	二通りあると思う。 ①今の議員になってからの分については、今の期の間で処理する。使わなかった分については、期の間で清算してお返す。 ②一定額は残して、議会活動に有意義に使う。 議長にご配慮いただき、花代もお茶会計の中から一定額を使つてよいということがあった。月に1,000円、もしくは年間10,000円程度を使わせていただきたい。
	柳副議長	1,000円と言わず、使えばよいと思う。
	鈴木局長	通常は職員が家から持って来たりするので、いつも買うわけではない。
	芝岡委員長	合計としては10万円くらいあればよいのか。 前回も引き継ぐ額を10万円として、残りは地方創生に係る事務調査に使わせていただくとかの意見があった。
	柳副議長	今日決めないといけないのか。
	鈴木局長	ずっと宿題になっている。
	船木議長	はっきり言えるのは、改選があつてその時の残高で任期が過ぎる。4年後、その残高との差額、これは今期の人の権利だ。 しかし、以前のことについては、果たして今の議員だけの権利で自由にしてもよいのかも判断してほしい。
	柳副議長	よいと思う。

	船木議長	そこの判断をしてほしい。 例えば、議友会で役に立ててもらおうとか、議会として町のために何かしましょうというのならよいが、ただ分けて使ってしまうだけではさびしい気がしている。
	榎本町長	委員長、今おられる現役の議員さんの前の任期末でいくら残っていて、それをどうしましょうかということと、毎回同じことが繰り返されているわけなので、余りが出ないような集め方をすることも含めて相談されなければならないのではないか。
	鈴木局長	26年7月末現在高が235,473円で、そこからずっと貯まってきた、8月末313,000円だ。その間77,000円増となっている状況だ。
		※個々でのやりとりとなり、聞き取れず。
	船木議長	それぞれが案を考えて次回にしよう。 それと、この頃行政視察によその議会が来られるが、議会の方もそれに議員も出席してもらえばどうかと思っている。それをどういう形でやったらよいか、議運で検討してほしい。
	柳副議長	限られた貴重な時間内の視察ということもある。あいさつに時間を取られてもいけない。 議会は出ても、議長と所管の委員長でよいと思う。
	船木議長	所管の委員長にも出てほしいし、それにプラスアルファも協議してほしい。
	芝岡委員長	その他は以上でよいか。
	皆	よい。
閉会	芝岡委員長	お茶会計については、皆さんにいろいろ案を出していただき決定することとしたい。 以上で終わる。 *起立、礼 16時51分 閉会

上記のとおり会議の次第を記録し  
これを証するため、ここに署名する

平成 年 月 日

議会運営委員長 芝岡みどり